

●「正しいごみの出し方」早朝啓発キャンペーンの実施とパンフレット「これで解決！ごみステーション問題」の作成について

札幌市では、ごみステーション問題の改善に取り組む町内会・自治会に対する支援を目的に、平成 25 年 7 月から 3 カ月間、町内会や自治会との連携の下で『正しいごみの出し方』早朝啓発キャンペーン」を実施することから、参加町内会等を 6 月から募集します。

これは、平成 21 年 7 月の「新ごみルール」導入後、継続して進めてきたごみ出しルールの啓発と、ごみパト隊がコーディネーターとなり町内会や自治会と連携して取り組んできたごみステーション問題の改善を、一層進めようとするものです。また、ごみパト隊と町内会・自治会とが一体となって取り組んできた活動内容等をまとめたパンフレット「これで解決！ごみステーション問題～ごみパト隊ガイド」を作成し、同キャンペーンに先立って、町内会等に配布しています。

札幌市では、今後も、このような地域とごみパト隊の連携による取り組みを広げ、ごみの適正排出を促進することで、ごみステーション問題の改善に取り組む町内会・自治会を支援し、ごみステーション管理の負担軽減を図っていきます。

1 「正しいごみの出し方」早朝啓発キャンペーン（啓発強化月間）について

(1) 目的：

排出マナーが良くない、または管理が徹底されていないごみステーションにおいて、町内会や自治会とごみパト隊が、ごみ出しを行う早朝に立ち会って啓発活動をするほか、課題や改善策を検証することにより、地域と札幌市の連携を深め、ごみステーション問題の解決に向けて一体となった取り組みを進めていくきっかけとする。

(2) 期間：平成 25 年 7 月 1 日（月）から 9 月 30 日（月）

※ 平成 24 年度は 10 月の 1 カ月間のみ実施したが、平成 25 年度はより多くの地域と連携を広げていくため、期間を 3 カ月に延長して実施。

(3) 応募方法：

広報さっぽろ 6 月号に掲載するほか、各連合町内会長や単位町内会長、地域でごみの分別や排出マナーの啓発に取り組んでいるクリーンさっぽろ衛生地域推進員等を通じて、参加を希望する町内会や自治会を募集。応募する団体は、6 月 11 日から、各清掃事務所に電話で希望日を申し込む。

(4) 連携の拡大：

町内会や自治会などのほか、ごみステーション問題に関わりのある共同住宅管理会社や学生のボランティア団体などにも参加を呼び掛けて、課題解決の輪を広げていく。

2 パンフレット「これで解決！ごみステーション問題～ごみパト隊ガイド」について

(1) 作成の目的

ごみステーションの問題解決に向けて、市民に改善事例や、ごみステーション管理器材とその購入費助成制度などの情報を提供するとともに、町内会や自治会とごみパト隊との連携をより一層促進するために作成。早朝啓発キャンペーンの実施に先立って、町内会等に配布している。

(2) 内容

- ごみパト隊の活動内容
- ごみステーションの改善方法と事例
- カラス対策
- 管理器材と購入費助成制度 など

(3) 規格・作成部数

A4 判 24 ページで 6,500 部を作成。（増刷中）

(4) 配布場所

全町内会長や、地域でごみの分別や排出マナーの啓発に取り組んでいるクリーンさっぽろ衛生推進員に配布したほか、同課（市本庁舎 13 階）や各清掃事務所などで配布。また、札幌市ホームページにも掲載。

<http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/wakekata.html>

3 さっぽろごみパト隊の活動について

市内には約 42,000 カ所のごみステーションがあり、地域の方や共同住宅の管理会社などの多くの関係者により管理されている。

ごみパト隊は、このごみステーションの管理において、違反ごみの開封調査や個別指導、ごみステーション改善や改廃に関する助言などといった支援をするため、市内 7 清掃事務所に合計 90 人（連合町内会数と同数）が配置されている。

現在、町内会や自治会と協議し、重点的に改善すべきごみステーションを特定した上で、具体的な改善対策として「ごみステーションの小規模化」や「共同住宅の専用ごみステーション化」を推進している。

【平成 24 年度の主な取り組み実績】

- (1) 重点的に改善すべき対象として、取り組んだごみステーション数
2,097 カ所（対象となった町内会の数は 713）
- (2) 小規模化等によるごみステーションの増加数
1,316 カ所（平成 21 年度以降は 7,170 カ所の増加）
- (3) 既存の共同住宅における敷地内専用ごみステーション設置数
871 カ所（平成 21 年度以降は 4,673 カ所の増加）
- (4) 地域住民との協議回数
9,039 回（平成 23 年度の約 2 倍）
- (5) 共同住宅オーナーや管理会社との協議回数
3,744 回（平成 23 年度の約 2.3 倍）

(6) 早朝啓発の実績

実施回数：451 回（ごみステーションの数は 1,193 カ所）

実施に当たり連携した町内会の数：208 町内会

町内会からの延べ参加人数：1,332 人

啓発実施時のごみ排出者総数：7,369 人

ごみの分別や排出方法等について説明を受けた方の人数：897 人

<参考：家庭ごみ量の推移について>

単位：t

年度	20	21	22	23	24
ごみ量	467,079	440,055	403,413	399,484	400,418
廃棄ごみ量	416,846	341,359	282,638	289,810	291,033
リサイクルごみ量	50,233	98,696	120,775	109,674	109,385

※ 「新ごみルール」の導入は平成 21 年 7 月から。

問い合わせ先

環境局環境事業部業務課 江連・伊藤

電話：211-2916